

# 著作権・契約書



第17回

劇場法を待ちながら  
——ライブ産業の基本法典を記述する試み

福井健策

弁護士（日本・ニューヨーク州）／日本大学藝術学部 客員教授  
HP:<http://www.kottolaw.com> Twitter: @fukuikensaku

「劇場法」をめぐる状況が  
(少し) 熱い

本稿執筆中、東日本大震災の未曾有の被害や電気不足の中、多くの劇場やコンサートホールが、イベントを実施すべきか中止すべきか難しい決断を迫られている。社会が苦難のとき、ライブイベントはその灯を消して電車や「生活必需品」のために道を譲るべきなのか。そもそも劇場やホールは何のためにあり、社会にとってどれだけ必要なものなのか。折しも、そのことを改めて問いかける法律の構想が浮上中だ。その名は、「劇場法」。

聞きなれない名前だ。いったいどんな内容の法律かというと、実は誰もまだ詳しくは知らない。見たことはないが、賛否を巡って昨年から激論が起きている。

もともと、図書館には「図書館法」、美術館や博物館には「博物館法」という法律があって、その業務や専門職員のあり方を定めている。ところが、劇場やホールには法律はない。全国にこれだけ劇場・ホールがあるのに根拠法がないというのも珍しい。

そこで「劇場・音楽堂法を作ろう！」として、芸団協（日本芸能実演家団体

協議会）などが運動を進めているのが、いわゆる「劇場法」構想である。全国の公立施設の中から、実演芸術の創造・公演などをおこない、一定の組織や専門人材を備えた機関を「劇場・音楽堂」として認定し、国が支援をおこなうことが構想の核心だ。

少し、議論の経緯を見てみよう。

最初のきっかけは二〇〇一年十二月の「文化芸術振興基本法」の制定である。その直後から、芸団協は今の「劇場法」につながる検討を開始した（筆者ら事務所のメンバーも初期段階の議論に加わっている）。芸団協が検討結果をまとめて「社会の活力と創造的な発展をつくりだす劇場法（仮称）の提言」をおこなったのが二〇〇九年三月。その後、更に内容を具体化した「実演芸術の将来ビジョン2010」も公表。

提言の根底にあるのは、いわゆる「ハコモノ行政」への批判である。全国に二千百余りと言われる公共ホールだが、建設には巨額の費用を投じてもその後の運営予算は極めて限られ、結局「貸しホール」やカラオケ大会などの「集会施設」にしか使われていない、という問題意識だろう。

劇作家で内閣官房参与の平田オリザ

氏や東京芸術劇場副館長の高萩宏氏ら、第一人者も法整備に賛成し、昨年末には文化庁が、「劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会」を設置して具体的検討を開始した。今後、文化庁の関与で法案の原案が作成され、閣法又は議員立法により早ければ来年度の通常国会に提出か？ というのが、現在語られているシナリオである。

先行する図書館法や博物館法の枠組みは、全国約五千に及ぶ公立図書館・美術館・博物館の今のあり方をほぼ決定づけてきた。劇場法の議論、決してあなどれない。

しかし構想には批判や懸念もある。目立つものは、「多様性・反権力が生命の芸術に対して、政治による統制を招く」、「これまで劇団を中心にされて来た助成金が劇場に流れる」、「民業圧迫にならないよう民間施設への税の優遇措置なども進めるべき」、「議論が不十分で、特に音楽業界が冷めている」など。なるほど、いずれも問題意識はわかる。

### 「劇場・音楽堂法」を 書ごてみる

では、この法案のどの部分がそうし

た危惧を招いているのか。具体的な条文を見ようにも、実はまだ素案すらない。いささか「暗闇で象をなでる」ような議論になるのはそのためだろう。

法律とは、いわば国民同士の契約である。メリットも危険も、具体的な個々の条文にその命運はかかっている。官僚の書きぶりひとつでそれは単なる「精神規定」や「ザル法」になり、賛成どころか反対する価値もないものになる。

そこで、議論の手がかりになればと、昨年世田谷パブリックシアターでのシンポジウムを機に「劇場・音楽堂法試案」を作ってみた（具体的な条文は右ページ記載のHP「コラム」に掲載）。仕事から契約書は幾らでも作るが、ひとりでゼロから法律案を作ったのは初めてである。なかなか、全能感があった。

無論ヒントはある。先行する「図書館法」や「博物館法」の仕組みだ。それらは概ね、図書館や博物館は誰（自治体・社団・財団など）が設置し、どんな事業をおこなない、どんな職員（館長や、資格ある司書・学芸員）をおくべきかを定めている。その上で（博物館では自治体の登録を条件に）、国は一定の支援をおこなえる、としてあ

る。つまり、図書館や博物館として必要な枠組みや条件を定めて、その代わり国が財政補助をする仕組み、といえる。

これと芸術協の構想を重ね合わせると、あり得そうな劇場法の形は想定できる。そして、どんな選択肢があつて、選択肢をどう選ぶとどんな結果を招きそうか、考えることはできる。「くらフに提示すれば、次のような点がポイントになるだろう。

#### 一．対象となる劇場・ホール

図書館法・博物館法のように自治体・非営利の機関が運営するもの（つまり公共ホール）に限るか。今の議論の流れはそうだが、だとすれば民間劇場は最初から劇場法の対象外となる。

【試案2条2項】

#### 二．認定の有無と主体

そもそも劇場としての認定や登録を要することにするのか。認定主体は国か、自治体などか？

【試案10・11条ほか】

#### 三．劇場・音楽堂に課される条件

(a) 事業内容：もっとも中心的な問題である。①劇場が自らイベント創造の中心になる「作品の創造」、②他の

団体が作った舞台作品を招いて地元の観客に見せる「鑑賞機会の提供」、③教育普及、④人材育成などが考えられる。先に書いた通り、日本では公共ホールは意欲的なところでも「鑑賞の機会提供」までで、むしろ純然たる貸し館や集会施設の役割にとどまっている箇所が大半だ。世田谷パブリックシアターや新国立劇場のように、自らプロデューサーとして傑作舞台を生み出している「創造型」の公共ホールは数えるほどしかないが、そうした役割を多くの施設に求めるのか。【試案3条】

(b) 組織要件：①館長（経営責任者）、②芸術監督（芸術責任者）、③技術監督（技術責任者）の設置を義務づけることが考えられる。【試案4条】

(c) 資格要件：こうした芸術監督や技術監督に、「司書」「学芸員」のような専門資格まで求めるのか。資格制度を導入するなら、おそらく大学の専門課程の構築や連携が通常のコースだろうが、果たして受け皿はあるのか。【試案5・6条】

(d) そのほか、劇場・ホールに一定の安全基準（参考：芸術協の「劇場等演出空間運用及び安全ガイドライン」）や設備基準を求めるのか。【試案7条】